

令和5年度第1回船橋警察署協議会

- 1 開催日
令和5年7月25日（火曜日）
- 2 開催場所
船橋警察署
- 3 出席者
(1) 協議会側 10人
(2) 警察署側 署長以下12人
- 4 業務報告
(1) 管内の犯罪発生状況と犯罪抑止方策等について
(2) 船橋警察署管内における交通事故発生状況及び交通事故防止に向けた取組について
- 5 警察署からの諮問事項
なし
- 6 委員からの意見・要望等
(1) 【要望】 船橋駅北口の直線道路について、歩行者と自転車が混在して危険なので歩道を自転車と歩行者で区分することはできないのか。歩道に「自転車は押して歩いてください」と記載してあるが誰も守っていない。
【回答】 船橋駅北口の直線道路の歩道は、「普通自転車歩道通行可」の規制が掛かっていない歩道です。自転車は自動車と同じく車両として分類されており、歩行者ではないため、原則、車道を通行しなければなりません。
現状の歩道を自転車と歩行者で区分するには、まず歩道に「普通自転車歩道通行可」の規制を掛ける必要がありますが、一定の条件に合わず難しい状況にあります。
よって、同所の対策としましては、引き続き、広報啓発及び指導取締りをもって対応します。
(2) 【要望】 ゴルフ練習場前の信号機が歩車分離式信号サイクルになり、土日の交通渋滞が激しく緊急車両の通行が困難になっている。緊急車両から、信号機の遠隔操作はできないのか。
【回答】 同所は、令和3年に発生した八街市内の児童死傷事故を要因とし、学校及び市からの要望で歩車分離式信号サイクルとなりました。
緊急自動車から信号機を遠隔操作する「現場急行支援システム（FAST）」が存在しますが、県内では14ある第3次救急医療体制の病院のうち、3病院に掛かる幹線道路にしか整備されていません。
県内情勢及び本件の交差点が第3次救急医療体制の病院と路線で結ばれていないことを勘案しますと特定の交差点のみに設置することは難しいと考えます。
(3) 【要望】 東武アーバンパークラインの新船橋駅前や同所から市場通りに向かう県道に街灯がなく、夜間帯になると危険であることから、街灯を設置して欲しい。歩道も狭く、自転車も歩道通行をしている。

【回答】道路管理者が基準に基づき設置しています。基準に満たない場合は自治会が設置や管理費を負担して設置することができます。警察は独自に設置できず、道路管理者への情報提供することとなります。自転車の歩道通行について、自転車は原則車道を通行することが決められてることから、引き続き、広報啓発及び指導取締りをもって対応します。

(4) 【意見】 拾得物を交番に届ける際、勤務員が不在なので何度も交番を訪ねることになった。道案内で交番を訪ねても、勤務員が不在で非常に困ったことがある。

【回答】 交番相談員を、来所者が多い時間帯に交番配置するなどの運用に努めます。また、不在交番へのパトカーによる立ち寄りや拠点運用など、不在交番の解消に努めますので御理解をお願いします。

(5) 【要望】 スクールガードの活動時、警察官が立ち会うことによりトラブルが少なくなったので、引き続き、警察官の立ち会いをお願いしたい。

【回答】 引き続き可能な限り、登下校時の見守り活動として警察官の配置をしていきます。

(6) 【質問】 カラスの死骸を自宅敷地内に入れられたことがあるが、このような時は、交番に連絡をして良いのか。

【回答】 カラスに対して危害が加えられている状況があれば、鳥獣保護法を適用して捜査します。死骸は、交番勤務員が確認しますので、まずは通報をしていただきたいと思います。

(7) 【意見】 歩道通行する自転車により、歩行者が遠慮気味に歩道を歩いている事があるので、ルール等を改善していく必要がある。

【回答】 自転車を車両として認識していない方が存在していることから、引き続き、安全運転教室、広報啓発活動、指導取締りを通じ、ルールが周知されるように根気強く指導していきます。

(8) 【質問】 信号機のない横断歩道で、歩行者が携帯電話を操作しながら待っていることがある。そのような場合、歩行者から「先に行って良い」と譲られたことから横断歩道を通過した場合でも違反に該当するのか。

【回答】 横断歩道を渡ろうとしていた歩行者が、速い速度で車が横断歩道に近づいてきたために、横断することを止めて「先に行って良い」と譲った場合は横断歩行者妨害等違反に該当する可能性があります。歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道に接近する場合は直前で停止できるような速度で進行するようにしてください。

(9) 【意見】 横断歩道を横断する者は、大人でも手を上げて横断意思を示すべきである。その方が、運転手にもわかりやすく良いのではないのか。

【回答】 今までの講習等では、運転者に対する指導が中心でしたが、最近の講習では歩行者に対しても、横断の意思を示して横断するように指導、啓発を行っています。子供だけでなく、大人に対しても広報啓発を進めていきますので、浸透するまで時間が掛かるということを考慮していただきたいと思います。

- 7 答申等に対する措置結果
なし
- 8 その他
委嘱状の交付を実施した。